

広島県公営企業管理規程第七号

広島県公営企業組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年四月一日

広島県上下水道部長 川 西 隆 弘

広島県公営企業組織規程の一部を改正する規程

広島県公営企業組織規程（昭和四十九年公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>広島県上下水道部組織規程</p> <p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 削除</p> <p>第四章 職の設置（第五十三条・第五十四条の二）</p> <p>第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この規程は、広島県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十五年広島県条例第二十一号）第四条の二第一項に規定する上下水道部（以下「上下水道部」という。）の組織に關し必要な事項を定めるとともに、その所掌事務を明確にし、もつて事務の適正かつ能率的な運営を図ることを目的とする。</p> <p>（機関の分類）</p> <p>第二条 上下水道部の機関は、本庁とする。</p> <p>2 本庁とは、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第九条第一号の規定による分課として、広島県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十五年広島県条例第二十一号）第四条の二第二項に規定する地に置かれるものという。</p>	<p>広島県公営企業組織規程</p> <p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 地方機関</p> <p>第五節 広島水道事務所（第三十条―第三十五条）</p> <p>第六節 削除</p> <p>第七節 削除</p> <p>第八節 水質管理センター（第四十五条―第四十九条）</p> <p>第九節 削除</p> <p>第四章 職の設置（第五十三条・第五十四条）</p> <p>第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この規程は、公営企業の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理する企業局の組織に關し必要な事項を定めるとともに、その所掌事務を明確にし、もつて公営企業の適正かつ能率的な運営を図ることを目的とする。</p> <p>（機関の分類）</p> <p>第二条 企業局の機関は、大別して本庁及び地方機関とする。</p> <p>2 本庁とは、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第九条第一号の規定による分課として、広島県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十五年広島県条例第二十一号）第四条の二第二項に規定する地に置かれるものをいい、地方機関とは、法第九条第一号の規定による分課として、本庁とは別に必要な地に置かれるものをいう。</p>

(内部分課)

第四条 上下水道部の本庁に次に掲げる課を置く。

上下水道総務課

流域下水道課

(本庁各課の分掌事務等)

第五条 (略)

上下水道総務課

一―十 (略)

十一 重点施策等の総合企画及び調整に関すること。

十二―十三 (略)

十四 広報に関すること。

十五―二十 (略)

二十一 公有財産及び債権の管理及び処分並びに記録管理に関すること(流域下水道課の所掌に属するものを除く。)

二十二 業務監察に関すること。

二十三 (略)

二十四 上下水道事業の広域連携に関すること。

二十五 広島県水道広域連合企業団に関すること。

二十六 株式会社水みらい広島に関すること。

二十七 前各号のほか、流域下水道課の所掌に属しないこと。

(内部分課)

第四条 企業局の本庁に次に掲げる課を置く。

企業総務課

水道課

流域下水道課

(本庁各課の分掌事務等)

第五条 (略)

企業総務課

一―十 (略)

十一 公営企業の重点施策等の総合企画及び調整に関すること。

十二―十三 (略)

十四 公営企業の広報に関すること。

十五 公営企業の高度情報化に関すること。

十六―二十一 (略)

二十二 公有財産及び債権の管理及び処分並びに記録管理に関すること(水道課及び流域下水道課の所掌に属するものを除く。)

二十三 公営企業の業務監察に関すること。

二十四 地方機関の総合調整に関すること。

二十五 (略)

二十六 公営企業の技術管理に関すること。

二十七 工事の検査に関すること。

二十八 建設工事に係る入札及び契約制度に関すること。

二十九 建設工事等のコスト縮減に関すること。

三十 前各号のほか、他課の所掌に属しないこと。

水道課

一 広島県工事用水道事業(以下「工業用水道事業」という。)及び広島県水道用水供給事業(以下「水道用水供給事業」という。)の用に供する資産の取得、管理及び処分並びに記録管理に関すること。

二 工業用水道事業及び水道用水供給事業の企画及び調査に関すること(企業団設立準備担当課長及び上下水道システム企画担当課長の所掌に属するものを除く。)

三 工業用水道及び水道用水供給施設の建

- 流域下水道課
- 一 (略)
 - 二 流域下水道事業の企画及び調査に関すること。

- 三 流域下水道施設の建設並びにこれに関連する工事に関すること。
- 四 (略)
- 五 工事の技術管理及び進行管理に関すること。

- 六 (略)
- 七 流域下水道施設を維持管理すること。
- 八 工事の検査に関すること。
- 九 建設工事に係る入札及び契約制度に関すること。

第三章 削除

第七条から第五十二条の二まで 削除

- 設に関すること。
- 四 工業用水道事業及び水道用水供給事業の運営管理に関すること。
 - 五 委託を受けた広島市、呉市、三原市及び江田島市の上水道管理事務に関すること。
 - 六 工事の技術管理及び進行管理に関すること(工業用水道事業及び水道用水供給事業に係るものに限る。)
 - 七 工業用水道事業及び水道用水供給事業を実施する地方機関に関すること。

- 流域下水道課
- 一 (略)
 - 二 流域下水道事業の企画及び調査に関すること(企業団設立準備担当課長及び上下水道システム企画担当課長の所掌に属するものを除く。)
 - 三 流域下水道施設の建設に関すること。
 - 四 (略)
 - 五 工事の技術管理及び進行管理に関すること(流域下水道事業に係るものに限る。)
 - 六 (略)

- 2| 企業局本庁に、前条に規定する課のほか、企業団設立準備担当課長及び上下水道システム企画担当課長を置く。
- 3| 企業団設立準備担当課長は、水道事業における企業団設立準備に関する事務を分掌する。
- 4| 上下水道システム企画担当課長は、上下水道事業における広域連携に関する事務(企業団設立準備担当課長の所掌に属するものを除く。)を分掌する。

第三章 地方機関

第一節から第四節まで 削除

第七条から第二十九条まで 削除

第五節 広島水道事務所(第三十条 第三十五条)

(設置)

第三十条 工業用水道事業において設けられた太田川東部工業用水道の第一期水道及び第二期水道並びに沼田川工業用水道、水道用水供給事業において設けられた広島水道用水供給水道、広島西部地域水道用水供給水道及び沼田川水道用水供給水道並びに流域下水道事業において設けられた太田川流域下水道、芦田

川流域下水道及び沼田川流域下水道の業務)
 広島県工業用水道条例(昭和四十年広島県条例第三十号)第二十六条第二項及び広島県水道用水供給水道条例(昭和四十九年広島県条例第二十号)第十四条第二項に規定する業務を除く。)を処理するため、広島県広島水道事務所(以下「広島水道事務所」という。)を置く。

2| 広島水道事務所の位置は、広島市安芸区畑賀町とする。

(業務)

第三十一条 広島水道事務所は、次に掲げる業務を行う。

- 一 工業用水を供給すること。
- 二 水道用水を供給すること。
- 三 工業用下水道施設、水道用水供給施設及び流域下水道施設を維持管理すること。
- 四 工業用下水道施設、水道用水供給施設及び流域下水道施設の建設並びにこれに関連する工事を実施すること。

(内部組織)

第三十二条 広島水道事務所に次表上欄に掲げる課及び事業所を置き、同欄に掲げる課に同表中欄に掲げる係を置き、当該課及び事業所並びに係の位置は同表下欄に掲げるとおりとする。

課名及び事業所名	係名	位置
総務課	庶務係、工事係	広島市安芸区畑賀町
維持管理課	維持管理第一係、維持管理第二係	
建設課	建設第一係、建設第二係、流域下水道係	
瀬野川浄水課		
戸坂取水課	取水係	広島市東区戸坂惣田一丁目
	浄水係	広島市東区温品五丁目
沼田川事業所		三原市円一町二丁目

第三十三条 削除

(各課及び事業所の分掌事務)

第三十四条 広島水道事務所の各課及び事業所の分掌事務は、次のとおりとする。
 総務課

- 一 所の庶務に関すること。

- 二 工事の執行に関する契約その他の事務に関すること。
- 三 用地の物件の取得及び損失補償に関すること。
- 四 前号のほか、他課の所掌に属しないこと。

維持管理課

- 一 工業用水及び水道用水の供給に関すること。
- 二 工業用水道施設（受託上水道施設を含む。次号において同じ。）及び水道用水供給施設の維持管理に関すること。

建設課

- 一 工業用水道施設、水道用水供給施設及び流域下水道施設の建設及びこれに関連する工事の実施に関すること。
- 二 流域下水道施設の維持管理に関すること。

瀬野川浄水課

工業用水及び水道用水の浄水に関すること。
沼田川事業所

工業用水道施設及び水道用水供給施設の建設及びこれに関連する工事の実施に関すること。

第三十五条 削除

第六節 削除

第三十六条から第三十九条まで 削除

第七節 削除

第四十条から第四十四条まで 削除

第八節 水質管理センター

(設置)

第四十五条 工業用水及び水道用水の水質に関する試験検査及び調査研究並びに水質管理についての指導に関する業務（広島県工業用水道条例第二十六条第二項及び広島県水道用水供給水道条例第十四条第二項に規定する業務を除く。）並びに流域下水の水質に関する調査研究及び水質管理についての指導に関する業務を処理するため、広島県水質管理センター（以下「水質管理センター」という。）を置く。

(所掌事務)

第四十六条 水質管理センターは、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 工業用水の水質に関する試験検査及び調査研究並びに水質管理についての指導に関すること。

- 二 水道用水の水質に関する試験検査及び調査研究並びに水質管理についての指導に關すること。
- 三 流域下水の水質に関する調査研究及び水質管理についての指導に關すること。

(内部組織)

第四十七条 水質管理センターに次の課を置く。
 総務課
 水質管理課

(各課の分掌事務)

- 第四十八条 水質管理センターの各課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 センターの庶務に關すること。
 - 二 前号のほか、他課の所掌に屬しないこと。
 水質管理課
 - 一 工業用水及び水道用水の水質に關する試験検査及び調査研究並びに水質管理についての指導に關すること。
 - 二 流域下水の水質に關する調査研究及び水質管理についての指導に關すること。

第四十九条 削除

第九節 削除

第五十条から第五十二条の二まで 削除

第五十四条 削除

第五十四条 法第十三条第一項に規定する場合において上下水道部長の職務を行う職員は、上下水道総務課長とする。

第五十四条の二 前条の場合において、上下水道総務課長に事故があるとき又は上下水道総務課長が欠けたときは、流域下水道課長が上下水道部長の職務を行う。

第五十五条 この規程の施行に關し必要な事項は、上下水道部長が別に定める。

別表 (第五十三条関係)
 (略)

職名	職の置かれる組織	職務	備考

第五十五条 この規程の施行に關し必要な事項は、管理者が別に定める。

別表 (第五十三条関係)
 (略)

職名	職の置かれる組織	職務	備考
経営部長	企業局	管理者の命を受け、企業局の事務的事項について管理者を補佐し、部下の職員を指揮	必要に応じ置く。

(略)		課長	部付	
(略)		(略)	部 上下水道	
(略)		(略)	(略)	
(略)		(略)	(略)	

所長	職名	二 地方機関に置く職	技術部長	
所及びセンター	職の置かれる組織		企業局	
上司の命を受け、職員を指揮監督し、当該機関の事務を掌	職務	課長 企画担当 上下水道システム 企業局	局付 企業局	監督し、事務を整理する。
	備考	上下水道を受け、事業における広域連携に関する事務（企業団）設立準備担当課長の所掌に属するものを除く。 〔を総括し、及び整理する。〕	課長 企業団設立準備担当課長	管理者の命を受け、企業局の技術的事項について管理者を補佐し、部下の職員を指揮監督し、事務を整理する。
		必要に応じ置く。	(略)	必要に応じ置く。

主事	主任	係長	主査	主幹	参事	事業所長	課長	次長
所及びセンター	所及びセンター	係	課	課	課	事業所	課	所
上司の命を受け、	上司の命を受け、命じられた事務をつかさどる。	上司の命を受け、係の事務を掌理する。	上司の命を受け、特定事項に関する事務に従事する。	上司の命を受け、特定の事項に関する事務を整理する。	上司の命を受け、命じられた課の事務を総括し、及び整理する。	上司の命を受け、職員を指揮監督し、事業所の事務を掌理する。	上司の命を受け、職員を指揮監督し、課の事務を掌理する。	所長を補佐し、当該機関における事務の調整に従事する。
必要に応じ置く。	必要に応じ置く。		必要に応じ置く。	必要に応じ置く。	必要に応じ置く。			必要に応じ置く。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

技師	
所及び センター	
事務に従 事する。	上司の命 を受け、 技術に従 事する。
必要に応 じ置く。	